

石巻市イベント開催事業支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済活動が回復傾向にある一方、物価高騰によりイベント開催事業費の捻出が難しい状況において、市内事業者等が実施するイベントの開催経費を支援することにより、イベントの開催によるにぎわいの創出及び交流人口の拡大による地域経済の立て直しを図ることを目的として、予算の範囲内において、石巻市イベント開催事業支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、次条に規定する事業を実施し、かつ、市内に事務所を有する事業者等で組織する団体等とする。

(支援対象事業)

第3条 支援金の交付の対象となる事業（以下「支援対象事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす令和5年4月1日から令和6年1月31日までの間に行われるイベント開催事業とする。

- (1) 3者以上の市内事業者が連携して実施するイベントであること。
- (2) 観光振興・物産振興が図られるイベントであること。
- (3) 市内外からの誘客が図られるイベントであること。
- (4) 特定の企業や店舗の単なる販売促進とならないこと。

2 支援対象事業において、他の補助金等の交付を申請し、又は交付を受けている場合は、この要綱の規定による支援の対象としない。

(支援金の額等)

第4条 支援金の交付の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）に対する支援率及び支援限度額は、次の表に定めるとおりとする。

| 支援対象経費 | 支援率 | 支援限度額 |
|--|------|------------|
| 事業実施に必要なスタッフの賃金（専門的技術を持つ者に対する賃金）、謝金、旅費、消耗品費（イベント参加者への景品は除く。）、印刷製本費、燃料費、通信運搬費、広告料、保険料、使用料及び賃貸料、委託料（会場設営撤去、警備）その他市長が特に必要と認めるもの | 3分の2 | 1事業につき50万円 |

2 支援金の額は、支援限度額を超えない額とする。

3 支援金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

4 次に掲げる経費については、支援対象経費に含めない。

- (1) 事業所等の運営経費
- (2) 人件費（ボランティアへの謝礼を含む。）

- (3) 申請団体及びその構成員に対する経費（賃金、謝金、旅費、燃料費、使用料等）
- (4) 食糧費に相当する経費
- (5) 備品購入費
- (6) 消費税及び地方消費税
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が支援対象経費として適当でないと認める経費
（交付申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、石巻市イベント開催事業支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、実施する2週間前までに市長に提出しなければならない。ただし、令和5年4月に開催されるイベントについては、この限りでない。

- (1) 事業計画書（様式第1号付表1）
- (2) 収支予算書（様式第1号付表2）
- (3) 団体の構成が確認できる書類（様式第1号付表3）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請は、同一の団体等（他の事業者等と連携する場合を含む。）につき、2回までとする。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により支援金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付を決定し、その旨を石巻市イベント開催事業支援金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更申請等）

第7条 支援金の交付の決定を受けた者（以下「支援事業者」という。）は、支援金の交付の決定に係る支援対象事業の内容、経費の配分その他の事項を変更し、又は支援対象事業を中止若しくは廃止しようとするときは、石巻市イベント開催事業支援金事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

- (1) 支援金の額に変更がなく、支援対象経費の区分相互間において、いずれか低い額の20パーセント以内で経費の配分を変更すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、事業計画の細部を変更すること。

2 前2条の規定は、前項の承認をする場合について準用する。

（実績報告）

第8条 支援事業者は、支援対象事業が完了したときは、石巻市イベント開催事業支援金事業費実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第4号付表1）
- (2) 収支精算書（様式第4号付表2）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支援金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、提出された書類を審査し、又は必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは、支援金の額を確定し、石巻市イベント開催事業支援金交付額確定通知書（様式第5号）により当該支援事業者へ通知するものとする。

(支援金の交付)

第10条 支援金は、前条に規定する支援金の額の確定後に交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、支援金を概算払により交付することができる。
- 3 支援事業者は、支援金の交付を請求するときは、石巻市イベント開催事業支援金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定により支援金の概算払を受けた支援事業者は、前条の規定による確定通知を受けたときは、速やかに支援金の精算をしなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 規則第17条の規定により、市長が支援金の交付の条件に違反したと認めるときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、第9条に規定する確定通知書により通知した後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により支援金の交付決定を取り消したときは、支援事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(支援金の返還)

第12条 市長は、前条の規定による支援金の交付決定を取り消した場合において、支援対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、当該支援金の返還を命ずるものとする。

(指導監督)

第13条 市長は、必要と認めるときは、支援事業者に対し、必要な報告若しくは資料等の提出を求め、又は必要な事項を指示することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この告示の失効の際、現に支援金の交付を受けた者に係る第11条及び第12条の規定は、前項の規定にかかわらず、当分の間、なお効力を有する。